

広報 おながわ

7月号
vol.962



待ちに待った保育所再開



6月12日女川第四保育所で入所式が行われました。式に参加した児童たちは、名前を呼ばれると元気に返事をしていました。

6月12日女川一小・二小・四小の合同運動会が開催され、子どもたちは家族の声援を受け、徒競走や綱引きなどの競技を精一杯行いました。また、全児童参加のフォーラクダンス「マイマ

イム」は壮大でした。当日の運動会の様子は、おながわさいがいFMで生放送されました。

第15普通科連隊が帰隊後は、第20普通科連隊（山形県東根）の部隊に引き継がれ、支援活動が行われています。

児童生徒らから感謝の言葉、「ビリーブ」の合唱が贈られました。隊員の中には涙を拭う姿も見られました。

第14偵察隊の伊与田雅一隊長は、「みんなの元気な笑顔が活動する際の励みになりました。早く女川が復興することを願っています。」とお礼の言葉を述べました。



小学校合同運動会



元世界2階級王者 長谷川穂積さんがボランティアに来てくれました。世界のスパーリングの披露もありました。

横綱白鵬による土俵入り、サイン・握手会や力士が作るちゃんこが振舞われました。



ユニセフからアンソニー・レーク事務局長、黒柳徹子親善大使、アグネス・チャン日本ユニセフ協会大使が学校訪問



村崎太郎・次郎の猿まわし 次郎君のとぼけた演技に大笑い

コンテナ車でコンサート 演歌歌手 烏羽一郎さん 長靴や合羽などの物資支援もいただきました。

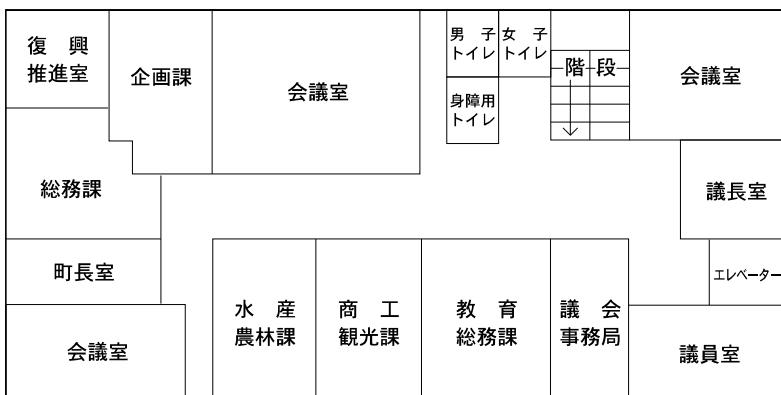


女川町立第二小学校東側に女川町役場仮庁舎 7月15日完成予定

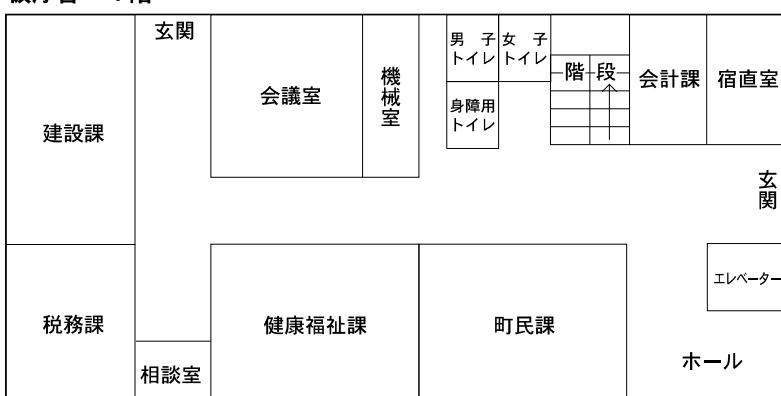
仮庁舎での業務開始は、7月19日（火）からとなります。それまでの間は、これまでどおり第二小学校で受付、申請業務を行います。

開庁場所・時間	7月15日(金)まで 女川第二小学校 午前9時00分～午後4時00分
	7月19日(火)から 女川町役場仮庁舎 午前8時30分～午後5時15分

仮庁舎 2階



仮庁舎 1階



女川町長 安住宣孝



金大
時城吉
吉平
平和者
第一義に
命と財産を守ることを
生命と財産を守ることを
たき台を提示しています。
に何を望まれるのか、た
たき台を提示しています。
第一義に考え、女川の歴
史と文化を想い起こし、
海への愛着、親水性を大
切にして多くの人の英知
を期待しています。
今こそ、日本人の和の
精神、ゆずり合い、助け
合いでの、まげねど女川”

女川町の復興のために

女川町は、今般の東日本大震災で、地震・津波により甚大な被害に見舞われました。ガレキの撤去、避難者の健康管理、仮設住宅の建設推進に併せて、復興計画を作成中です。

高齢者外出支援サービス（タクシー券利用助成）

6月27日（月）から申請受付開始しました。

対象者：要介護認定または要支援認定を受けている在宅（避難所含む）の方。

受付場所：健康福祉課長寿支援係（女川二小学校体育館内）

申請に必要なもの：

印鑑、介護保険被保険者証、本人及びケアマネージャー以外の代理の方が申請・受取りする場合は代理人の身分証明証。

問合先：役場健康福祉課長寿支援係

☎ 090-3923-7152

（特別）児童扶養手当平成23年8月定期支払い

平成23年8月11日（木）に手当の支給があります。今回は、受給者等の安否状況及び現住所地等を把握できない受給者については支払を一時差し止めします。

つきましては、県外に避難し住所変更していない方や、仮設住宅に入居されている方など住民登録している住所地とは居住地が異なる方は役場健康福祉課福祉係に連絡してください。

問合先：健康福祉課福祉係 ☎ 0225-54-3131

被災代替自動車の軽自動車税非課税

このたびの東日本大震災により、滅失又は損壊した普通自動車・軽自動車等に代わる軽自動車を取得した場合、申請により平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税が非課税となります。

なお、非課税となる範囲につきましては、下の表をご確認ください。

【申請手続きについて】

1. 申請書（税務課に備え付け）
2. 被災車両の廃車証明書の写し（被災車両と明記されているもの）
3. 代替自動車の車検証の写し（標識交付証明書の写し）
4. 印鑑

※必要と思われる場合、上記以外の書類も提出していただくこともあります。

【申請できる人】

納税義務者本人又は本人の同一世帯員（左記以外の場合は本人の委任状が必要です。）

※法人名義の車両については代表者以外の方の場合は委任状が必要です。

【非課税となる範囲】

滅失等した車種	代替自動車	軽自動車税
普通自動車 軽自動車（三輪以上）	普通自動車 軽自動車（三輪以上）	非課税 (自家用→自家用) (営業用→営業用) が対象となります
小型自動車（二輪 251cc以上） 軽自動車（二輪 126～250cc） 原動機付自転車（50～125cc）	小型自動車（二輪 251cc以上） 軽自動車（二輪 126～250cc） 原動機付自転車（50～125cc）	非課税
小型特殊自動車	小型特殊自動車	非課税

（注意）

次のような場合は、今回の特例措置の対象とはなりません。

- ・被災自動車と代替自動車の所有者が異なる場合
- ・被災自動車が営業用で代替自動車が自家用となる場合
- ・被災自動車が自家用で代替自動車が営業用となる場合
- ・被災自動車が普通自動車又は軽自動車で代替自動車が二輪車となる場合
- ・被災自動車が二輪車で代替自動車が普通自動車又は軽自動車となる場合
- ・被災自動車の台数を超えて申請する場合

【申請・問合先】 女川町役場 税務課 ☎ 0225-54-3131

高速道路の無料開放

実施期間：平成23年6月20日（月）
午前12時から1年間

対象車種：全車種（被災者、避難者が運転または同乗している車両）

- ・入口、出口料金所では、一般レーンを通行（ETCレーンは通行できません。）
- ・出口料金所で被災を証明する書面（被災、り災証明書等）及び本人確認できる書面（免許証等）を掲示

勤労者向け地震災害特別融資制度

○使 途：り災による家屋等の修繕費用、家財道具購入費用、り災車両の買換費用、傷病の治療費、葬祭費用、災害時の当座の生活資金など

○融 資 額：最高200万円

○融資金利：年0.8%（別途保証料が必要）

○融資期間：10年以内

○申込期間：平成23年9月30日（金）
(問合先)

東北労働金庫宮城県本部 ☎ 0120-1919-62
宮城県雇用対策課 ☎ 022-211-2771

震災前に死亡届・出生届などを提出された方へ

今回の震災で、平成23年2月から3月11日まで提出された各種届出が流失してしまい、再製した戸籍に記載されていない可能性があります。

期間内に該当される方は、大変ご面倒ではあります
が、町民課住民登録係（☎ 54-13131）までご連絡ください。

届出：転出・転入届、出生届、死亡届

行方不明者に係る死亡届の提出

今回の震災で被災された方で、御遺体が発見されない方についても、死亡届の受付を行っています。

死亡届が受理されると、相続が発生し、あらゆる法律関係を整理・清算する必要が生じますので、死亡届を提出するに当たりましては、親族等関係者と十分にご相談ください。

また、死亡届は必ず受理されるとは限らず、死亡の事実を確認できないと判断したときは、不受理となる場合があります。

▼必要書類：

- ①届出人の申述書
- ②死亡したと考えられる方の被災状況を現認した者の申述書
- ③在勤証明書又は在学証明書等の死亡したと考えられる方が、震災発生時に被災地域にいたことを強く推測させる客観的資料
- ④死亡したと考えられる方の行方が判明していない旨の公的機関からの証明書等
- ⑤僧侶等が葬儀をした旨の証明書等のその他参考となる書面

受付の際は、少なくとも①の書類を御用意いただかなければなりませんが、②から⑤間での書類についても可能な限り御用意いただくようお願いいたします。

▽提出先：町民課住民登録係（女川二小2階）
▽受付時間：平日 午前9時～午後4時

▽問合先：町民課 国保年金係

7月から保険証の掲示が必要になります

6月末までは、保険証がなくても医療機関で保険診療を受けることができますが、7月からは保険証の提示が必要となります。

保険証をお持ちでない方は、早めに再交付の申請を行ってください。

町外の方は、郵便での申請もできます。

- ▽申請場所：町民課国保年金係（女川二小2階）
▽受付時間：平日 午前9時～午後4時
▽問合先：町民課 国保年金係

免除証明書

7月1日から、震災で被災された国保又は後期高齢者医療制度の被保険者の方が免除を受けるためには、免除証明書を医療機関に提示しなければなりません。

しかし、女川町の国保又は後期高齢者医療制度の被保険者の方は、当分の間、免除証明書の提示は必要ありませんので、その旨を医療機関に申し出してください。今後「免除証明書」の申請・交付方法等が決まりしないお知らせいたします。

窓口負担が免除となるのは、災害救助法の適用地域

や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震発生後、被災地域から他の市町村へ転出された方も含む）であり、次のいずれかの申し立てを行つた方です。

- ①住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ②主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方
- ③主たる生計維持者が行方不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の指示の対象となつている方

▽対象者：身体障害者手帳3級以上、療育手帳所持者の身分証明書等

▽必要な物：印鑑、障害者手帳（流失等でお持ちでない方は不要）、代理の方が受け取られる場合は、代理人の身分証明書等

なお、福祉タクシー券の助成と障害者使用自動車ガソリン費助成を2つ同時に利用はできませんが、平成22年度までガソリン費助成を受けられていた方で、タクシー券に切り替えする事は可能です。（その場合、ガソリン費助成は受けられません。）

●障害者使用自動車ガソリン費助成事業

平成23年3月から6月分について受付を行います。

▽対象者：精神保健福祉手帳所持者の方
※本人所有又は同居の親族が所有し、使用している自動車が対象です。

▽必要な物：印鑑、障害者手帳、車検証、運転免許証、振込先が分かるもの

▽受付期間：7月15日（金）まで

▽受付場所：健康福祉課福祉係（女川二小体育館内）

なお、震災のため、平成22年年度3期受付分については、利用者の方々から提出いただいたレシート等が流失したため、入金ができておりません。平成22年11月から平成23年2月助成分については、各月2千円ずつ助成いたします。

●在宅酸素濃縮器利用助成事業

平成23年3月から6月助成分について受付を行います。

健康福祉課福祉係からのお知らせ

問合先

健康福祉課福祉係 ☎ 090-3923-6005

△対象者：呼吸器機能障害4級以上の身体障害者手帳をお持ちの方

△必要な物：東北電力の検針票又は電気料を支払ったことが確認できるもの、印鑑、障害者手帳、振込先が分かるもの

△受付期間：7月15日（金）まで

△受付場所：健康福祉課福祉係（女川二小体育館内）

△なお、平成23年度3期受付分についても、今回受付分と併せて助成いたしますので、第3期分のみの受付もいたします。

●自立支援医療費（更生医療、精神通院公費）の受給者の方

震災のため、更新手続き関係のご連絡が困難となつておりますが、有効期限の3ヶ月前から更新の手続きを取ることができますので、健康福祉課福祉係にて手続きをお願いいたします。

ただし、医療保険の窓口負担免除の該当者の方については、平成24年2月末までは、受給者証の更新は不要となります。

各医療保険にて、窓口負担免除を行わない方等については、受給者証の更新が必要ですので、免除に該当するかどうか各医療保険者へ確認をお願いいたします。受給者証に記載されている医療機関等を変更する場合も手続きが必要となりますので、健康福祉課福祉係にて手続きをお願いいたします。

●障害福祉サービスを利用している方

震災のため、更新手続き関係のご連絡が困難となつておりますが、継続して利用するためには更新が必要となります。また、サービス内容を変更する場合も手続きが必要となりますので、健康福祉課福祉係にて手続きをお願いいたします。

一時的保育事業の開設

保育所に通所していない乳幼児がいる家庭において一時的に保育に欠ける状態になる場合、女川第四保育

所でお子さんをお預かりいたします。
希望する場合は、事前に予約が必要になります。

△利用料金：全日利用 1回500円

△半日利用 1回300円

△利用定員：1日10名

△週3回まで

△問合先：女川第四保育所 ☎ 53-12394

就学援助制度

女川町では、国の援助費制度に基づいて、経済的理由により就学が困難な小中学校児童生徒がいる家庭に対しても、就学援助を実施します。

また、従来の就学援助に加えて、東日本大震災により災した小中学校児童生徒のいる世帯についても同様に就学援助を実施いたします。

申請方法など詳細については、児童生徒を通じて、チラシを配布します。

△問合先：女川町教育委員会教育総務課
業務用携帯電話 090-16067-10362

平成23・24年度入札参加資格登録者の皆様へ

女川町の平成23・24年度入札参加資格登録事務につきましては、平成23年2月に申請受付を行い、申請を受けた全ての会社を承認し、承認通知については、3月15日に発送する予定で準備をしておりましたが、3月11日の津波により庁舎が壊滅となつたことから、登録データも復旧できない状態となりました。

つきましては、仮庁舎移転後に事務体制が整いました。6月1日に発行しました、広報おながわ6月号に誤った情報を掲載していました。訂正箇所は次のとおりです。

お詫びと訂正
6ページ
子ども手当の金額 (正) 1万3千円
13万円
6ページ
(誤) 仮調査建設に伴う車両運行注意
(正) 仮庁舎建設に伴う車両運行注意
8ページ
ごみの収集の収集地区
(誤) 上1～3区 (正) 上3～5区
8ページ
役場住所
(誤) 女川浜字女川130
(正) 女川浜字女川310

△問合先：総務課管財係

☎ 54-13131

拾得物係からお知らせ

金庫の開錠作業終了

6月8日・9日に石巻警察署員により、町で発見された金庫の開錠作業が行われました。

なお、遺失物届を提出されていないと持ち主に連絡が取れませんので、まだ遺失物届の手続きをされていない方は、手続きをされるか、又は、石巻警察署へお問い合わせさせてください。

署に保管されています。

△問合先：石巻警察署会計課 平日 ☎ 95-14141

△アルバムなどの公開場所の変更
陸上競技場スタンドにおいて、公開していましたアルバムなど思い出の品々は、同じ建物内の更衣室等に移動させました。

保管しておりますアルバムから状態の良い写真を1枚取り出し掲示もしておりますので、ご覧ください。

また、総合体育馆での写真の展示は、6月30日で終了しました。

△問合先：石巻警察署会計課 平日 ☎ 95-14141

△アルバムなどの公開場所の変更
陸上競技場スタンドにおいて、公開していましたアルバムなど思い出の品々は、同じ建物内の更衣室等に移動させました。

保管しておりますアルバムから状態の良い写真を1枚取り出し掲示もしておりますので、ご覧ください。

また、総合体育馆での写真の展示は、6月30日で終了しました。

町の情報は携帯電話からも閲覧できます

検索方法はメニューから検索画面を開き「女川町暮らしの情報モバイルサイト」と直接入力するか、URL [http://www.onagawa.miyagi.jp/m/] を入力しますと検索できます。

お詫びと訂正
6ページ
子ども手当の金額 (正) 1万3千円
13万円
6ページ
(誤) 仮調査建設に伴う車両運行注意
(正) 仮庁舎建設に伴う車両運行注意
8ページ
ごみの収集の収集地区
(誤) 上1～3区 (正) 上3～5区
8ページ
役場住所
(誤) 女川浜字女川130
(正) 女川浜字女川310
町民の皆さんには、大変ご迷惑をおかけしまして、申し訳ありませんでした。

被災者生活再建支援金・義援金・弔慰金等に関するお知らせ

問合先：女川町役場（☎ 54-3131）震災支援チーム

受付時間：平日午前9時～午後4時（土・日・祝日除く） 受付場所：女川町役場（女川第二小学校）1階

東日本大震災に係る義援金の宮城県義援金の支給と支給対象者の拡大

1. 配分対象及び配分割合

地震又は津波により被害を受けた方に下記のとおり配分します。

被害	支 給 対 象	日赤等配分義援金	県配分義援金	合計金額
人的被害	死亡・行方不明者（1人当たり）	350,000円	150,000円	500,000円
	災害障害見舞金対象者（1人当たり）	—	100,000円	100,000円
	災害孤児（1人当たり） 震災により父母を失った児童 ①震災に起因する理由により父母の両方が死亡した児童 ③父母の一方がいなかった児童で、震災に起因する理由により父又は母が死亡した児童 ※児童とは、平成4年4月2日から平成23年3月11日までに生まれた者	—	500,000円	500,000円
	全壊（1戸当たり）	350,000円	100,000円	450,000円
住家被害	大規模半壊（1戸当たり）	180,000円	70,000円	250,000円
	半壊（大規模半壊を除く）（1戸当たり）	180,000円	20,000円	200,000円

※日赤等配分の義援金の申請を行った方は、同じ項目の場合、県の義援金の申請を行う必要はありません。（町において加算して振り込みいたします。）

※行方不明者については、震災後3ヶ月間その生死がわからぬいため、東日本大震災によって死亡したものと推定される方。

※全壊、大規模半壊、半壊については、り災証明書の被害判定による。

2. 申請に必要なもの（全ての書類を揃えてから申請を行って下さい。）

（人的被害） 東日本大震災により死亡した者及び行方不明者の遺族が申請します。

申請に必要なもの

り災証明書、死亡診断書（検案書）等の写し、印鑑、申請者の預金通帳の写し、本人確認ができるもの（運転免証、本人確認書など）、戸籍謄本（申請者と死亡した方等との関係が分かるもの）

（住家被害） り災証明書の被害の判定により被災世帯の「世帯主」が申請します。

申請に必要なもの

り災証明書、印鑑、世帯主の預金通帳の写し、本人確認ができるもの（運転免許証、本人確認書など）

※その他町長が必要と認める書類を求めることがあります。

3. 人的被害の申請の範囲及び順位

順 位	対 象 者
1	配偶者
2	子
3	父母
4	孫
5	祖父母
6	配偶者
7	子
8	父母
9	孫
10	祖父母

4. 住家被害の申請者

住家の被害を受けた世帯の世帯主

5. 対象者の拡大内容について

（人的被害）

ア 左図の範囲の遺族がいない場合、死亡者及び行方不明者の法定相続人に支給することとする。

（例えば、兄弟姉妹など）

イ 上記アの者もいない場合には、葬祭を行った親族に対して支給することとする。（親族とは、

6 親等以内の血族及び3親等以内の姻族)

(住家被害)

ア 直系の遺族がいない場合には、死亡した世帯主の法定相続人に支給することとする。(例えば、兄弟姉妹など)

イ 上記アの者もいない場合には、葬祭を行った親族に対して支給することとする。(親族とは、6 親等以内の血族及び3 親等以内の姻族)

6月13日から行方不明者に係る各種申請受付開始

被災者生活再建支援金・東日本大震災に係る義援金・災害弔慰金等の申請受付を現在行っておりますが、行方不明者に係る義援金及び災害弔慰金等の申請が平成23年6月13日(月)から可能となりました。

おって、行方不明者以外の申請、女川町災害見舞金の支給及び災・被災証明書の発行については、随時女川町役場(女川第二小学校)1階で受付を行っております。

※郵送での申請も可能です。詳しくは女川町役場震災支援チームまでお問い合わせください。

※以下の各種申請は、添付書類が全て揃った時点で受付いたします。書類に不備があった場合は、受付できませんのでご注意下さい。

災害に関する写真・ビデオの提供のお願い

町では、国の防災研究機構である「独立行政法人防災科学技術研究所」と協力し、東日本大震災に係る津波等の被害映像を収集しております。

収集した映像は、今回の津波の教訓を後世に伝承するとともに、被災地区外の津波防災対策の検討や研究、教育、復興支援のために活用されます。

町民の皆様がお持ちの災害に関する映像や写真の提供についてご協力をお願いします。

提供いただく写真・ビデオ等は、加工しないデジタルデータでお願いします。

また、使用許諾同意書をあわせて提出してください。

提供いただいたデータは、女川町と独立行政法人防災科学技術研究所で共有・管理します。

提供方法

○郵 送: CD-ROM等のメディアに保存、ビデオテープはそのまま郵送していただければ複製後に返却します。

郵送先は〒986-2261 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原310

○直接持参: 受付時間 平日 午前9時~午後4時 受付場所 女川町役場 総務課 広報広聴係

問合先 独立行政法人 防災科学技術研究所 長坂・坪川 ☎ 029-863-7546

女川管内防火管理協会会員のみなさまへ

このたびの東日本大震災により被災された皆様には、心からお悔やみ申し上げます。

さて、昭和59年3月より約30年にわたり各種防火・防災の事業を展開してまいりましたが、3月11日に発生した東日本大震災により多くの会員が被災してしまい、事実上事業運営が困難な状況となりました。本協議会の今後の運営について役員で協議したところ、大変残念ではございますが平成22年度をもって、当協議会を解散することといたしましたので、会員の皆様方には、ご理解くださいますようよろしくお願い申し上げます。

なお、将来、女川・牡鹿・雄勝地区が復興した際には、新規に協議会を立ち上げて、防火防災事業を展開し、災害に強い地域づくりの一翼を担っていきたいと考えておりますので、その節には何卒ご賛同のうえご協力くださいますようお願い申し上げます。

また、当協議会には、平成22年度繰越金として10,674円の残金がありますが、会員全員に返金することが困難なことから、義援金として寄付することになりましたので、併せてご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

事務局 女川消防署内(女川第一中学校体育館仮事務所)

放課後児童教室「まなびたいム」活動中!

5月17日から小学校1・2年生を対象に放課後児童教室「まなびたいム」を実施しています。

月曜日はレクリエーション又は映画教室、火曜日と木曜日は読み聞かせ、水曜日はサッカースクール、そして金曜日は工作や硬筆教室等を行っています。

子ども達は毎日楽しく、元気いっぱいに活動しています。



コバルトーレ女川によるサッカースクール



お日さまの会による読み聞かせ

平成24年度採用初級消防職員募集

初級消防吏員

試験日：平成23年9月18日(日)

受付期間：7月1日(金)～8月16日(火)

受験資格など詳細につきましては、石巻地区広域行政事務組合消防本部総務課人事教養係(☎95-7111)へお問合せください。

警察官募集

警察官B(大卒・大卒見込以外)

試験日：9月18日(日)

受付期間：7月29日(金)～8月26日(金)

宮城県職員(短大・高卒程度)

試験日：9月25日(日)

受付期間：8月12日(金)～9月2日(金)

申込方法など詳細につきましては、石巻警察署(☎54-4141)へお問合せください。

女川町職員採用試験

初級行政職(高等学校卒業程度)

受験資格：昭和62年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者で、高校卒業程度の能力を有すると認められている者

栄養士(短期大学卒業程度)

受験資格：昭和56年4月2日以降に生まれた者で、管理栄養士の資格を有する者又は平成24年3月31日までに管理栄養士資格取得する見込みの者

試験日：9月18日(日) 宮城県自治会館

受付期間：7月1日(金)～8月16日(火)

(申込・問合先)

〒986-2261 女川町女川浜字大原310
女川町役場総務課 ☎54-3131

ごみの収集 7月

燃やせるごみ		缶・びん・ペットボトル		段ボール・新聞紙・雑誌・その他 プラス容器包装・発泡スチロール	
収集地区	収集日	収集地区	収集日	収集地区	収集日
大沢・浦宿全区 針浜・上3～5 西2・高白 五部浦	月・木	大沢区 浦宿全区	13・27	大沢区 浦宿全区	6・20
		針浜区 上3～5区 西2区	1・15・ 29	針浜区 上3～5区 西2区	5・19
旭が丘・女川1 清水全・宮ヶ崎 石浜東・北浦 多目的 総体	火・金	旭が丘区 女川1区 清水全区 宮ヶ崎区 石浜区 多目的・総体	14・28	旭が丘区 女川1区 清水全区 宮ヶ崎区 石浜区 多目的・総体	7・21
缶・びん・ペットボトル・段 ボール・新聞紙・雑誌・発泡 スチロール					
収集地区	収集日	高白・五部浦方面 各避難所	4・22	北浦方面各避難所	11・25

石巻広域クリーンセンター運転再開のお知らせ

7月1日から試運転、7月11日を本稼動の予定

①粗大ごみ搬入時の破碎機の予約について

個人で直接クリーンセンターへ燃えるごみ(50cm以上の物・家具・布団等)を搬入される場合は、破碎機を予約する必要がありますので、必ずご連絡をお願いいたします。

※予約は常に混雑しておりますので、日程が決まりしだい予約をお願いいたします。

■料 金 10kg毎100円

②犬・猫など小動物の火葬について

現在設備の復旧作業を進めており、7月下旬から再開予定

■受付時間

月曜日～金曜日(但し祝日は除きます。)

午前9時～午前11時45分 午後1時～午後4時30分

■問合先 石巻広域クリーンセンター ☎21-8953

広報 おながわ 7月号

編集・発行

〒986-2261 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原310(女川町立第二小学校内仮庁舎)

女川町役場総務課広報広聴係 ☎0225-54-3131

ホームページ「宮城県女川町東日本大震災に関する最新情報提供ページ」

(URL) <http://www.town.onagawa.miagi.jp/>

女川町暮らしの情報モバイルサイト

(URL) <http://www.town.onagawa.miagi.jp/m/>

(QRコード)

